# 宮城県動物愛護推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の規定に 基づき,動物愛護推進員の委嘱の推進,推進員の活動に対する支援の他,動物愛護事業の 推進等に関し必要な協議等を行うため,宮城県動物愛護推進協議会(以下「協議会」とい う。)を設置する。

#### (協議事項)

- 第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。
  - (1)動物愛護推進員の委嘱推進に関する事項。
  - (2)動物愛護推進員活動の支援に関する事項。
  - (3) 獣医師会,動物愛護団体等との調整に関する事項。
  - (4)動物愛護の計画及び推進に関する事項。
  - (5) その他、前各号の目的を達成するために必要な事項。

## (構成)

- 第3条 協議会は、次に掲げる団体の長等(以下、「構成員」という。)をもって構成する。
  - (1) 獣医師の団体
  - (2)動物愛護を目的とする公益法人
  - (3) 宮城県及び県内市町村
  - (4) その他、協議会が適当と認める者

## (会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

- 第5条 協議会の会議(以下,「会議」という。)は,会長が必要に応じて招集し,その議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

# (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。